

氏 名	鳴 海 邦 碩 なる み くに ひろ
学位の種類	工 学 博 士
学位記番号	論 工 博 第1171号
学位授与の日付	昭 和 54 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	都市における自由空間の研究

論文調査委員 (主 査) 教 授 巽 和 夫 教 授 西 川 幸 治 教 授 川 上 貢

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、都市における快適な集住生活を可能とする装置としての自由空間を、保全・改善しあるいは創出していくための計画手法を確立するに当たっての、基本的な問題を扱ったもので、都市における自由空間の形成過程、その変化と存在の構造について、文献資料と実態調査に基づいて解明し、自由空間整備のための技術的・社会制度的課題について論じている。論文は、本文4部15章と序章・終章あわせて17章からなっている。

序章においては、「自由空間」の概念を「不特定多数の人々が、一時的に、自由に利用することの可能な空間」と定義し、自由空間の型と種類を規定している。さらに、今後、アーバン・デザインを推進していくうえで自由空間計画のもつ重要性を論じ、関連する諸研究のなかでの本研究の位置づけを行っている。

第1部では、集住の発生に伴う自由空間の発生について、日本の原始集落と未開部族の集落とを比較しつつ考察し(第1章)、次いで、江戸末期までの日本の都市における自由空間の成立と拡大の過程について論じている(第2章)。さらに、近世都市における自由空間管理の構造を明らかにするために、江戸における街路の管理に関する諸制度の分析を行っている(第3章)。

第2部では、日本の都市における自由空間の成立の契機とその構造を明らかにし(第1章)、次いで、都市の近代化に伴う自由空間の建築化の動向およびその管理上の諸問題について述べている(第2章)。さらに、日本の都市の典型的な構成要素である両側町における自由空間の構造を論じ(第3章)、この構造の変化に対応してとられている小公園型自由空間整備の問題点を指摘している(第4章)。

第3部では、実態調査を通じて、現代都市における自由空間の利用と管理の構造について論じている。都心業務街の自由空間として、大阪市船場地区における壁面後退空地をとりあげ(第1章)、商業街における自由空間については、京都市新京極地区を事例として、自由空間の構成およびその変容過程を、また神戸市三宮地区を事例として、再開発による自由空間の変質について論じ、次いで4つの複合商業施設を事例に、建築化された自由空間の特質について考察している(第2章)。

さらに、京都市における街路市(第3章)、ボリビア国ラ・パスにおける街路市(第4章)を事例とし

て、街路における商業的自由空間の形成に関する比較考察を行い、街路の自由利用の慣習的な規定について論じている。また、社寺境内利用の実態を、京都市、竹原市を事例に分析し、都市における自由空間としての社寺境内の役割を論じている（第5章）。

第4部では、現代都市において新たに創出された自由空間に関する評価を行っている。まず、市民参加によって創出された京都市における小規模児童遊園に関して（第1章）、次いで、旭川市において官民一体となって創出された都心遊歩道に関して考察を行い（第2章）、これらの自由空間創出の手法としての意義について論じている。さらに、大阪市船場・島の内地区を対象に、地区の建築動態の把握をふまえ、個別的な建て替えを前提に、新たな自由空間を形成する手法が検討されている（第3章）。

終章では、本研究によって得られた成果を整理・要約するとともに、これらの考察をふまえて、自由空間創出による都市環境整備の方向が論じられている。

論文審査の結果の要旨

都市空間の利用については、従来、公共空間・私空間といった土地所有の観点からする空間区分や、戸内空間・戸外空間といった土地の建蔽状態からする空間区分によって主に規定されと考えられてきた。しかし、現代都市計画におけるこうした考え方は、主に西欧的な近代法思想の影響を強くうけたものであり、歴史的・社会的事情の異なるわが国においては、このような観点のみで、都市空間の利用を論ずることは、現実にそぐわない局面が多い。

本論文は、空間利用の立場から、新たに「自由空間」と「拘束空間」という概念を設定し、この概念の定立をはかるとともに、都市における自由空間の形成過程及びその変化と存在の構造を解明し、自由空間整備の方法論を導き出そうとしたものであり、得られた成果の主なものを挙げると次のとおりである。

(1) 自由空間の概念を「不特定多数の人々が、一時的に、自由に、利用することの可能な空間」と規定し、空間利用者の立場からする空間規定を明確化した。

(2) 自由空間は、原始社会においてもその萌芽がみられ、その主な成立要因として防禦性と祭祀性が存在することが明らかにされた。前者は、防禦を目的として住居群を構造化する際に成立する自由空間であり、後者は、呪術的な空間として発生したもので、これから、一定集団の利用のみに限定されず、他集団との接触を推進する空間装置としての自由空間が歴史的に展開されてきたことが論じられている。

(3) 近世都市において一般化した自由空間である「町通り」を骨格とする「両側町」は、わが国独得の都市住居の集合形態であることを、現代の住居表示法成立の経緯などから明らかにし、この構造が現代都市においても積極的に生かされるべきことを指摘している。

(4) 現代都市の都心地区において、多様な自由空間の存在はみられるものの、従来の空間区分による管理原則により、その整備が立ち遅れていることを指摘している。とりわけ、建築化された重要な自由空間とみられる複合商業ビル内通路は、利用者にとって自由度が低いばかりでなく、これを骨格として成立している店舗群の変容に対しても自由度が低いことを明らかにしている。

(5) 現代都市において新たな自由空間の整備に成功した事例には、自由空間に対する住民の共有意識が存在していることを明らかにしている。この共有意識は、わが国近世都市やボリビア国ラ・パスなどにみ

られる、自由空間の管理の二重構造と相通じるものであり、従来の空間管理区分においては包括しえないものである。この空間の共有意識の存在は、高密度都市社会における都市空間整備手法の向上をはかるうえで、示唆する点が多い。

以上のように本論文は、「自由空間」という概念の定立をはかるとともに、自由空間を成立せしめている社会的・空間的システムを文献資料および内外における実態調査を通じて明らかにし、今後の自由空間整備の方向を提示したもので、アーバン・デザインの推進上に有力な指針を与えるものとして、学術上・實際上、寄与するところが少なくない。

よって、本論文は工学博士の学位論文として価値あるものと認める。